

# 徳島県個人情報保護審査会答申第147号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

令和3年5月7日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県に対して、特許権侵害に関する経緯経過が分かる関係書類全部」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和3年5月18日、実施機関は「請求に係る関係文書は保存期間を経過しており、不存在であるため。」とし、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和3年5月20日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和4年3月28日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

### 2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により拒否と決定したが、県はあるべき書類（特許侵害請求で係争した経緯があり、時効になっていない書類）であり、出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件決定の理由については次のとおりである。

### 1 弁明書での説明

条例第15条第2号において、開示請求に係る個人情報を保有していないときは開示請求を拒否することができる定められている。

審査請求人からの個人情報開示請求書にある「特許権侵害に関する経緯経過が分かる関係書類」については、規定の保存期間を経過しており不存在である。

以上により、実施機関は当該請求について、条例第20条第3項の規定により請求を拒否したものである。

## 2 口頭による理由説明

個人情報保護審査会で審議していただくために詳しい調査をした。審査請求人が記載した個人情報開示請求書の保有個人情報の内容欄には、具体的な特許の案件が記載されておらず、また、平成22年度以降に電子決裁された公文書及びその他の書類を調べた結果でも当該案件が分かるような文書の確認はできなかった。

次に、経済産業省・特許庁が所管する特許・実用新案などの検索が可能な独立行政法人工業所有権情報・研修館の特許情報プラットフォームというホームページで審査請求人の特許について調べたところ、特許権・実用新案権が10件あり、その内で徳島県を被請求人とし特許庁に判定請求した件数が2件あった。2件の内訳は、特許権1件、実用新案権1件となっており、請求内容は「特許権侵害に関する経緯経過が分かる関係書類」であるため、特許権「○○○○○○○」に関するものの請求と考えることができた。

本特許への徳島県の侵害については、審査請求人から特許庁へ判定請求がなされており、特許庁の判定（本件特許発明とイ号発明（徳島県：特許発明と比較される対象となる商品等）との対比が明確でない）により平成○年○月○日に却下が確定しているため、県としてはその時点で係争は完了していると考えられる。

判定請求の制度から、判定請求を受けた被請求人は「答弁書」を送付することから県として答弁書を作成していることは明らかであり、それに関連する公文書も作成していたと考えられる。

このように、公文書を作成していることは推測されるが、特許庁の判定が平成12年度に完了した案件であり、徳島県公文書管理規則第6条別表によると「訴訟又は不服申立てに関する公文書（特に重要なものではない）」の保存期間は10年であるため、本件請求時には既に廃棄されていたものであると考えられる。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報が不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件請求の個人情報の保有の有無について検討を行うこととする。

#### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報は、審査請求人と県の間での特許権侵害の係争に係る情報であると解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の有無について

ア 実施機関によると、請求に係る関係文書は、保存期間である10年を経過しており不存在である、とのことである。

イ 実施機関によると、審査請求人と県が関係する特許権侵害については、審査請求人が記載した個人情報開示請求書にも具体的な特許の案件が記載されておらず、また、平成22年度以降に電子決裁された公文書及びその他の書類を調べた結果でも当該案件が分かるような文書の確認はできなかったため、経済産業省・特許庁が所管する独立行政法人工業所有権情報・研修館の公的なデータベースから、平成〇年〇月〇日に却下の判定が確定している案件と特定したとのことである。審査会でも確認したところ、特許権侵害について審査請求人から判定請求がなされ、本件請求に関係すると思料される案件は1件であり、この案件は却下が確定していた。

ウ 判定請求の制度から、判定請求を受けた被請求人は「答弁書」を送付することから、県として答弁書を作成していることは明らかであり、それに関連して、特許庁からの判定請求書、県の立案文書、送付した文書や判定書等の関連文書が存在したことは推測できるが、実施機関によると、当該判定請求に係る関係文書で現に保存されているものではなく、また、特許権侵害に関する案件が分かる文書も確認できないとのことである。

(3) 以上のことから、文書が不存在であるため開示請求を拒否したことは是認できる。ただ、本来、保存期間の経過を不存在の具体的な理由とするのであれば、当該文書を特定すべきである。当該文書を特定するための作業として公的データベースを用いたことは評価できるが、それでも文書の特定ができなかったのであれば、単に「文書不存在」という理由の記載でもよかったように思料される。

ともあれ、不存在であることを理由として請求を拒否するという結論そのものは客観的には誤っておらず、実施機関の決定は妥当であると判断する。

## 2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年11月5日	諮問
令和4年10月21日	審議（第145回審査会）
同 年11月25日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第146回審査会）
同 年12月16日	審議（第147回審査会）

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理 恵 子	弁護士	会長職務代理者
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長
田 中 里 佳	公認会計士，税理士	